

大阪市中央区道修町 3 丁目 1 番 8 号
塩 野 義 製 薬 株 式 会 社
代表取締役社長 手 代 木 功

第 145 回定時株主総会 招集 ご通知

拝 啓 ますますご清栄のこととおよこび申しあげます。

さて、当社 第 145 回 定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成 22 年 6 月 23 日（水曜日）午後 5 時までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 22 年 6 月 24 日（木曜日）午前 10 時
2. 場 所 大阪市中央区道修町 3 丁目 1 番 8 号 当社本店 3 階ホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第 145 期（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第 145 期（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- | | |
|---------|---------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号議案 | 取締役 6 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 補欠監査役 1 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 取締役賞与支給の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成 22 年 6 月 23 日（水曜日）午後 5 時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、45 頁の【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成 22 年 6 月 23 日（水曜日）午後 5 時までに議案に対する賛否をご入力ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を 会場受付にご提出ください。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shionogi.co.jp/>）に修正後の内容を掲載させていただきます。

事業報告

(平成21年4月1日から)
(平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の国内医薬品業界におきましては、2010年度薬価制度改革の1つとして「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」が試行的に導入され、医薬品メーカー各社はそれぞれ新たな取組みが求められ、今後、こうした課題に対応できない企業は退場を余儀なくされる状況を迎えつつあります。また、海外に眼を向ければ、世界最大の医薬品市場である米国においても医療保険制度改革が進行中であり、医薬品市場の将来に様々な影響が出てくるものと思われまます。

このような状況におきまして、当社グループは、医療用医薬品事業を核として長期的な飛躍を遂げるための胎動期間と位置づけた第二次中期経営計画（2005年4月～2010年3月）の遂行に全力で取り組んでまいりました。その結果、「世界に通用する開発パイプライン」、「主力製品として成長した高コレステロール血症治療薬クレストール」、ならびに「グローバル事業展開の橋頭堡となるシオノギファーマ, INC.（当初サイエルファーマ, INC.）を基軸とした米国販売網」を獲得するなど着実な成果を上げることができましたが、一方で、第二次中期経営計画の最終年度となる2009年度も業績面では計画の未達に終わるなど多くの課題も浮き彫りになってきました。こうした第二次中期経営計画で得られた成果および課題を踏まえ、さらなる成長の確実な達成に向けて2010年度から5年間の第三次中期経営計画を策定し、本年4月から新たなスタートを切りました。なお、製造受託事業を営んでおりました連結子会社である武州製薬株式会社につきまして、同社の今後の発展およびシオノギグループにおける医療用医薬品事業への経営資源の集中の観点から本年3月にグループ外へ売却いたしました。

当期の連結の業績につきましては、主力の国内医療用医薬品の売上は「クレストール」や、高血圧症治療薬「イルベタン」が大きく伸びたほか、外用尋常性ざ瘡治療剤「ディフェリン」特発性肺線維症治療薬「ピレスパ」などが売上増に寄与しましたが、冬場における例年以上の市場の縮小の影響により抗生物質をはじめとする季節性の製品が減少となり、医療用医薬品全体の売上は前年に比べ微減となりました。一方、アストラゼネカ社による「クレストール」の海外での販売の拡大によりロイヤリティー収入が大きく増加したほか、シオノギファーマ, INC. の売上が年間で寄与したこともあり、全体の売上高は2,785億2百万円で前期に比べ22.4%の増加となりました。

利益面におきましては、ロイヤリティー収入の増加やシオノギファーマ, INC. の寄与により売上総利益は前期に比べ29.2%と拡大しました。また、前期の販売費及び一般管理費に企業結合による仕掛研究開発費（IPR & D）96億6千9百万円を含んでいることにより、営業利益は524億3千8百万円で前期に比べて63.8%の増、経常利益も505億2千2百万円で前期に比べ57.9%の増となりました。また、当期純利益につきましては、武州製薬株式会社の売却益などの特別利益が発生したため、前期に比べ146.6%増の386億2千5百万円となりました。

研究開発活動の状況につきましては、国内では、社会的な要請が高かった抗インフルエンザウイルス剤「ラピアクタ」を本年1月に製造販売承認を取得し、同月発売いたしました。今後のインフルエンザの治療に大きく貢献できるものと考えます。また、本年1月に抗うつ薬「サインバルタ」の製造販売承認を取得し、4月に発売いたしました。同薬剤は、昨年9月に糖尿病性神経因性疼痛の適応症につきましても承認申請いたしました。海外も含め、現在開発中の薬剤としましては、肥満症治療薬、抗HIV薬、血小板減少症治療薬、アトピー性皮膚炎治療薬などがあります。研究設備関係では、大阪府豊中市における研究所新棟の建設がスタートし、来年4月の竣工後は、研究機能の集約化、生産性の向上が見込まれ、創薬力の強化が期待されます。

こうした活動の結果、当期におけるグループ全体の研究開発費は518億8百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における当社グループ全体の設備投資につきましては、研究所新棟の建設を始めとする研究設備や製造設備の拡充などを中心として積極的に投資を行っており、総額125億円となっております。

(3) 資金調達の状況

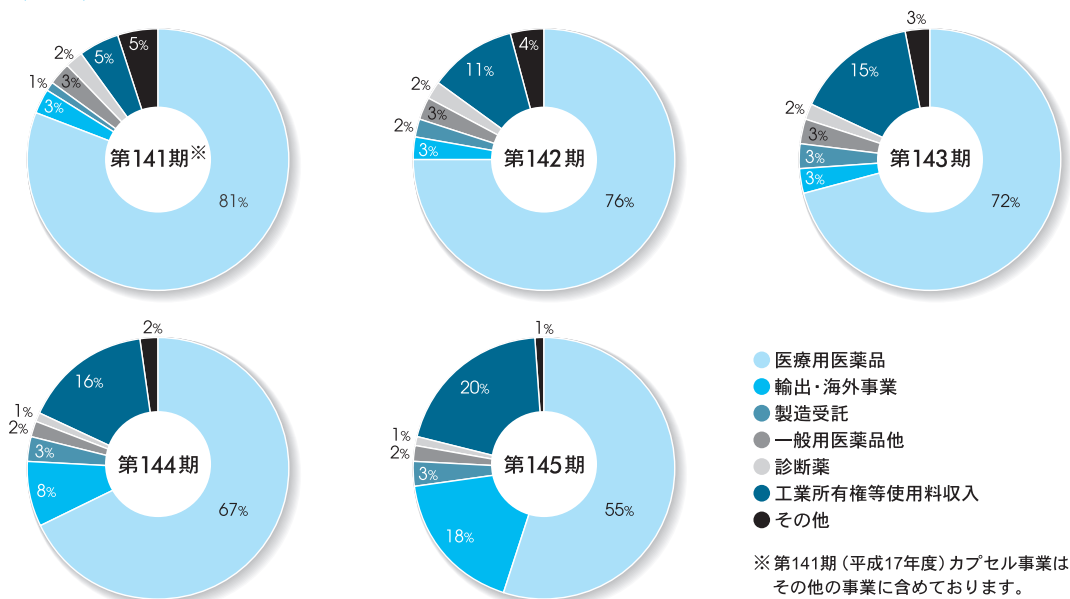
当期における資金調達につきましては、昨年6月に、国内普通社債300億円を調達し、シオノギファーマ, INC. 買収時の借入金返済に充当しております。

(4) セグメント別売上高の推移

事業の種類別 セグメントの名称	平成17年度 第141期	平成18年度 第142期	平成19年度 第143期	平成20年度 第144期	平成21年度 第145期 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
医薬品及びその関連する事業	187,235	191,914	208,431	223,083	274,435
医療用医薬品	159,667	151,906	155,144	153,224	152,534
輸出・海外事業	5,800	5,281	6,287	18,624	49,073
製造受託	2,082	4,003	5,892	5,765	7,425
一般用医薬品他	6,447	6,131	5,674	5,271	5,441
診断薬	3,391	3,331	3,390	3,317	2,945
工業所有権等使用料収入	9,848	21,262	32,042	36,882	57,015
カプセル事業	6,060	—	—	—	—
その他の事業	3,092	7,844	5,837	4,428	4,067
不動産賃貸・物流等の サービス業務他	3,092	7,844	5,837	4,428	4,067
合 計	196,388	199,759	214,268	227,511	278,502

(注) カプセル事業については、平成17年10月に売却しております。

〔参考〕事業の種類別売上比率



(5) 対処すべき課題

当社グループは、2010 年度を初年度とする今後 5 年間の計画として第三次中期経営計画を策定しました。その基本戦略は以下のとおりです。

① 豊富な新薬群を軸とする着実な成長

国内においては、“最重要戦略品目”に位置付けた「クレストール」、「イルベタン」、「サインバルタ」の3品目を中心に、「ピレスパ」、「ディフェリン」、「フィニバックス」、「オキシコンチン／オキノーム」、「ラピアクタ」を加えた計8つの“戦略品目”に営業リソースを集中し、「長期収載品に頼らない新薬による成長」の実現を目指します。また、海外における既発売品ならびに開発品の育成により海外売上高を拡大し、連結海外売上高比率の拡大を目指します。

② 新たな成長ドライバーへの投資

抗 HIV 薬や肥満症治療薬を始めとした開発パイプラインのポートフォリオ管理を徹底すると共に、世界トップクラスの研究生産性を目指すことにより、2014 年度までにグローバルでの5品目以上の後期開発ステージへの移行（Phase II b 以降）、4品目の海外承認申請、および1品目以上の承認取得を目指します。

③ 継続して闘う疾患領域

重点疾患領域である「代謝性疾患」、「感染症」、「疼痛」領域において、患者さまに必要な薬を提供し続けるとともに、新たな疾患領域においても萌芽的な研究にチャレンジすることで、医療ニーズに柔軟に対応し、中でも、「肥満・糖尿病」と「ウイルス感染症」を研究開発重点疾患とし、経営資源を集中的に投入してまいります。

今後 10 年間の長期的な展望においては、2016 年以降に訪れるクレストールの特許切れによる“試練の時代”を乗り越え、さらなる成長を目指すための取り組みも待ったなしの状況であると強く認識しております。このような状況の中、第三次中期経営計画のスローガンを“SONG for the Real Growth”と設定し、株主の皆様におかれましても真の成長を実感できる5ヵ年を目指してまいります。

“SONG for the Real Growth”

Speed

(迅速な判断と行動)

Open Mind

(自由な発想と柔軟な心)

Never-Failing Passion

(尽きることのない情熱)

Global Perspective

(高い視点と広い視野)

(6) 財産及び損益の状況の推移

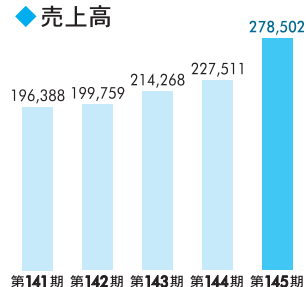
①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成 17 年度 第 141 期	平成 18 年度 第 142 期	平成 19 年度 第 143 期	平成 20 年度 第 144 期	平成 21 年度 第 145 期 (当期)
売 上 高	196,388 百万円	199,759 百万円	214,268 百万円	227,511 百万円	278,502 百万円
営 業 利 益	29,226 百万円	28,863 百万円	40,399 百万円	32,014 百万円	52,438 百万円
経 常 利 益	29,656 百万円	28,113 百万円	39,879 百万円	32,003 百万円	50,522 百万円
当 期 純 利 益	22,735 百万円	18,594 百万円	25,063 百万円	15,661 百万円	38,625 百万円
1 株当たり当期純利益	66.55 円 銭	54.61 円 銭	74.21 円 銭	46.75 円 銭	115.33 円 銭
総 資 産	427,682 百万円	429,569 百万円	413,703 百万円	501,852 百万円	540,761 百万円
純 資 産	337,185 百万円	345,752 百万円	342,235 百万円	310,093 百万円	341,976 百万円
1 株 当 た り 純 資 産	989.76 円 銭	1,014.73 円 銭	1,020.31 円 銭	924.43 円 銭	1,019.71 円 銭

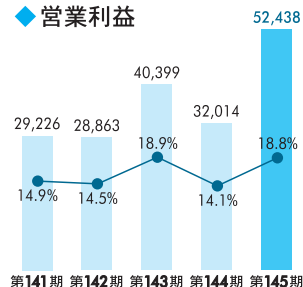
(注) 平成 18 年度（第 142 期）から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」を適用しております。

〔参考〕連結財務指標

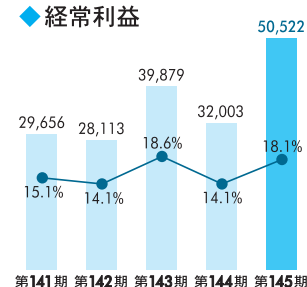
◆売上高



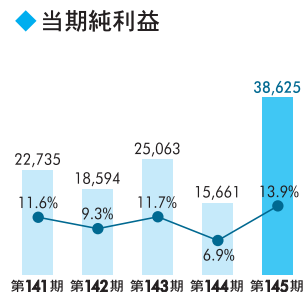
◆営業利益



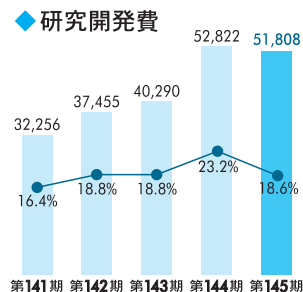
◆経常利益



◆当期純利益



◆研究開発費



単位：百万円

● 売上高に対する比率

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成 17 年度 第 141 期	平成 18 年度 第 142 期	平成 19 年度 第 143 期	平成 20 年度 第 144 期	平成 21 年度 第 145 期 (当期)
売 上 高	百万円 183,388	百万円 185,686	百万円 201,002	百万円 206,753	百万円 228,585
営 業 利 益	百万円 25,770	百万円 24,893	百万円 36,397	百万円 36,236	百万円 49,256
経 常 利 益	百万円 28,107	百万円 25,985	百万円 37,240	百万円 37,924	百万円 49,941
当 期 純 利 益	百万円 26,663	百万円 17,324	百万円 22,479	百万円 23,863	百万円 40,757
1 株当たり当期純利益	円 銭 78.11	円 銭 50.88	円 銭 66.56	円 銭 71.23	円 銭 121.70
総 資 産	百万円 415,740	百万円 414,992	百万円 400,154	百万円 521,184	百万円 553,013
純 資 産	百万円 332,426	百万円 340,346	百万円 334,316	百万円 335,235	百万円 367,341
1 株 当 た り 純 資 産	円 銭 975.81	円 銭 999.69	円 銭 997.59	円 銭 1,000.86	円 銭 1,096.85

(注) 平成 18 年度 (第 142 期) から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」を適用しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
シ オ ノ ギ フ ァ ー マ, INC.	米ドル 0.01	% 100.0 (100.0)	医 薬 品 の 販 売
台 湾 塩 野 義 製 薬 股 份 有 限 公 司	百万台湾元 92	% 100.0	医薬品の製造販売

- (注) 1. 当社の出資比率の()内には、間接所有割合(%)を内数で記載しております。
2. 当期において、サイエルファーマ, INC. はシオノギファーマ, INC. に商号を変更しております。

(8) 企業集団の主要な事業セグメント

医薬品の製造、販売を主要な事業としております。

(9) 企業集団の主要な事業所

①当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 店	大 阪 府 大 阪 市	摂 津 工 場	大 阪 府 摂 津 市
東 京 支 店	東 京 都 渋谷 区	金 ケ 崎 工 場	岩 手 県 胆 沢 郡
名 古 屋 支 店	愛 知 県 名古屋 市	中 央 研 究 所	大 阪 府 大 阪 市
福 岡 支 店	福 岡 県 福岡 市	新 薬 研 究 所	大 阪 府 豊 中 市
札幌 支 店	北 海 道 札幌 市	医 科 学 研 究 所	大 阪 府 摂 津 市
杭 瀬 事 業 所	兵 庫 県 尼 崎 市	油 日 ラ ボ ラ ト リ ー ズ	滋 賀 県 甲 賀 市

(注) 上記のほか、全国各主要都市に営業所等を設けております。

②子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
シ オ ノ ギ フ ァ ー マ, INC.	米 国 ジ ョ ー ジ ア 州	台 湾 塩 野 義 製 薬 股 份 有 限 公 司	台 湾 台 北 市

(10) 企業集団の使用人の状況

①企業集団の使用人数

事業区分	使用人数	前期末比増減
医薬品及びその関連する事業	5,644 ^名	(減) 197 ^名
その他の事業	243	(増) 74
合計	5,887	(減) 123

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
4,124 ^名	(減) 138 ^名	40.5 ^才	17.1 ^年

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
シンジケートローン	52,000 ^{百万円}
株式会社みずほコーポレート銀行	10,000
住友信託銀行株式会社	10,000
住友生命保険相互会社	9,000
日本生命保険相互会社	5,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,000

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とするものであります。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 334,904,920 株（自己株式 16,231,245 株を除く。）
- ③ 株 主 数 29,439 名
- ④ 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	21,609 千株	6.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,261 千株	6.04%
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	18,604 千株	5.55%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	13,138 千株	3.92%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 4 7	10,126 千株	3.02%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	10,109 千株	3.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	9,485 千株	2.83%
日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社	7,551 千株	2.25%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	6,657 千株	1.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	6,596 千株	1.96%

- （注）1. 当社は自己株式 16,231,245 株を保有しておりますが、上記大株主（上位 10 名）の中には含めておりません。
2. 持株比率は、発行済株式の総数 334,904,920 株（自己株式 16,231,245 株を除く。）に対する割合として算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代 表 取 締 役 会 長	塩 野 元 三	財団法人細胞科学研究財団理事長
代 表 取 締 役 社 長	手代木 功	
取 締 役	戸 梶 幸 夫	専務執行役員
取 締 役	三 野 泰 宏	専務執行役員
取 締 役	野 村 明 雄	西日本旅客鉄道株式会社社外取締役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役
取 締 役	茂 木 鉄 平	弁護士法人大江橋法律事務所社員弁護士
常 勤 監 査 役	大 谷 光 昭	
常 勤 監 査 役	小 松 聰 司	
監 査 役	永 田 武 全	京阪神不動産株式会社代表取締役社長 銀泉株式会社取締役会長 三洋電機株式会社社外監査役
監 査 役	横 山 進 一	住友生命保険相互会社代表取締役会長 日本電気株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 野村明雄及び取締役 茂木鉄平は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 永田武全及び監査役 横山進一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 期中退任取締役
取締役相談役 宮本 梨 (平成21年6月25日退任)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (2)	百万円 231 (18)	株主総会の決議による役員報酬限度額は、 取締役は年額450百万円以内(平成19年 6月28日定時株主総会決議)、監査役は年 額90百万円以内(平成19年6月28日定 時株主総会決議)です。
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	76 (24)	
計	11	308	

- (注) 1. 報酬等の額には、第145期定時株主総会において決議予定の役員賞与(取締役賞与)15百万円(取締役4名)を含めております。
2. 平成21年6月25日開催の第144回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等の額及び人員数が含まれております。
3. 上記のほか、平成21年度中に、退任取締役(1名)に対し退職慰労金46百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

①当社における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	野 村 明 雄	平成21年6月25日就任以来開催の取締役会7回のうち5回に出席し、いずれの取締役会においても、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について、経営の客観性や中立性を重視して幅広い見地から発言を行っております。
取締役	茂 木 鉄 平	平成21年6月25日就任以来開催の取締役会7回のすべてに出席し、いずれの取締役会においても、当社の果たすべき企業責任を認識し、取締役の職務の執行状況について、社会規範、法令等の遵守を優先して幅広い見地から発言を行っております。
監査役	永 田 武 全	当事業年度に開催された取締役会9回のうち7回に出席し、いずれの取締役会においても、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会8回のすべてに出席し、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
監査役	横 山 進 一	当事業年度に開催された取締役会9回のうち8回に出席し、いずれの取締役会においても、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会8回のすべてに出席し、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。

②重要な兼職先と当社との関係

取締役 野村明雄が社外取締役を務める西日本旅客鉄道株式会社及び株式会社ロイヤルホテルと当社の間に、記載すべき関係はありません。

当社は、取締役 茂木鉄平が社員弁護士を務める弁護士法人大江橋法律事務所から必要に応じて法律上のアドバイス等を受けております。

監査役 永田武全が取締役会長を務める銀泉株式会社と当社の間に、財物の損害保険に関する契約関係があります。また、同氏が代表取締役社長を務める京阪神不動産株式会社及び社外監査役を務める三洋電機株式会社と当社の間に、記載すべき関係はありません。

監査役 横山進一が代表取締役会長を務める住友生命保険相互会社は当社株式の5.55%（自己株式16,231,245株を除く発行済株式の総数334,904,920株に対する割合）を保有し、当社は同社との間に資金の借入等の取引関係があります。また、同氏が社外監査役を務める日本電気株式会社と当社の間に、記載すべき関係はありません。

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

47 百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

53 百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である公募普通社債の発行に係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務等へ対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成 22 年 4 月 26 日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

当社は、役員・従業員が、経営理念であり価値観である「シオノギの基本方針」を共有し、コンプライアンスを遵守して職務を遂行することにより、透明で誠実な経営を推進してまいります。

この職務の遂行の実効性を高めていくことを目的として、会社法及び会社法施行規則に則り、以下に示すとおり業務の適正を確保するための体制を整備いたします。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に則り適切な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

取締役が、他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

適正なコーポレートガバナンス体制を確立するため社外取締役を導入し、株主をはじめとする社外からの客観的な視点も踏まえた大局的な判断を行う。

社外取締役は、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、透明性の高い経営に貢献する。

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告、監査で構成される体制を整備し、運営する。

監査役は、取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力する。会社の経営理念として定めた「シオノギの基本方針」「シオノギの行動方針」や役員・従業員の行動のあり方を定めた「シオノギ行動憲章」の徹底を繰り返し図るとともに、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会においては、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を策定し推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報セキュリティ体制を整備し電磁的記録、電子署名等

への対応を図るとともに取締役会議事録、経営会議議事録、コンプライアンス委員会議事録、代表取締役を決議者とする稟議書等は、保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各組織において、内在するリスク要因を認識し、それぞれのリスクの程度に応じた対応策を講じることにより、リスクの回避、低減措置を図る。特に、経営に影響を及ぼすような重要なリスクに対しては経営会議等でリスク対応について協議し、対応方針に基づいて主管の各組織が、関連部門と協働して必要な対策を実施する。

また、緊急性を要する災害、事故、企業不祥事等のリスクについては、「危機管理方針」を制定し、この方針に基づき「災害対策要綱」「パンデミック対策要綱」「企業不祥事対策要綱」を定め、人命を尊重し地域社会への配慮、貢献、企業価値毀損の抑制を主眼とした危機管理を推進する。

内部統制室（内部監査部門）は、社内での様々なリスク管理について、独立した立場で検証する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、経営の執行、監督の役割を明確にするとともに、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため執行役員制度を導入している。職務の執行に関する重要事項については、定期的（毎週）に開催される経営会議において十分に議論し、その審議をふまえて取締役会において意思決定を行う。

取締役会の決議・経営会議の審議事項は、業務執行を担う関係部門の組織長等に速やかに伝達され、職務権限規程、業務分掌規程に則り、業務執行の手続きを行う。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を中心とし、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を推進する。

基本方針、行動方針を浸透させるとともに、「コンプライアンス・ハンドブック」を役員及び全従業員に配布し、定期的な教育研修を行い、意識の向上に努める。

コンプライアンス委員会の事務局を法務部に置き、コンプライアンス教育を行うとともに、各業務執行部門におけるコンプライアンス・リスク管理を支援する。

また、監査役監査及び内部統制室による内部監査を充実させ、モニタリングを強化するとともに、内部通報制度を活用し、不祥事の早期発見と再発防止に努める。

6. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、当社の基本方針、行動方針の周知を行う。

取締役は、グループ会社から業務の執行状況について報告を受け、当社の基本方針、行動方針、経営計画等に基づきグループ会社を適切に管理し、育成する。

グループ各社においては、グループ経営推進運営マニュアルに基づいた事業運営を行うことにより、適正かつ効率的な業務の推進を図る。

業務執行の状況について監査役および内部統制室がグループ各社の業務の適正性、有効性を確認するために、適宜調査を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置する。

監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合は、取締役からの独立性を確保した体制とする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効に関わる情報を適時に入手できる体制を構築する。

監査役会は、取締役・業務執行責任者等に業務執行の状況について、直接報告を求めることができる。

なお、取締役あるいは執行責任者は、当社もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為や重大な不当行為等が判明した場合は、書面もしくは口頭にて速やかに監査役に報告する体制を構築する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施及び助言・勧告を行うにあたって、会計監査人や内部統制室との連携を図るとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち意見を交換することにより、監査の実効性を高める体制を構築する。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

- ・当社は、平成 19 年 12 月、米国において「クレストール」の後発品申請を行った Cobalt Pharmaceuticals, Inc.、Apotex, Inc. 等ジェネリックメーカー 7 社（後に、もう 1 社に対して追加提訴）に対しアストラゼネカ社と共同で、当社が保有する特許権に基づき、後発品の発売の差止を求める特許権侵害訴訟を提起しました。平成 22 年 2 月下旬から 3 月上旬にかけてトライアルが行われました。判決は平成 22 年 6 月から 7 月頃と予想されています。
また、平成 21 年 9 月、カナダにおいて「クレストール」の後発品申請を行った Novopharm Limited、Apotex, Inc. の 2 社に対しアストラゼネカ カナダ社と共同で、当社が保有する特許権に基づき、後発品の発売の差止を求める特許権侵害訴訟を提起しました。
- ・当社は、平成 20 年 5 月、大阪地裁において、当社が遺伝子改変マウスに関連する技術を研究に使用していることがパスツール研究所の特許権を侵害するとして、当該特許権の独占的通常実施権者であるセレクトィス社から約 9 億 7 千万円の支払いを求める訴えを提起され、現在、審理が進行中です。
- ・当社は、平成 21 年 2 月、大阪地裁において、当社抗生物質フロモックス®の有効成分（塩酸セフカベンピボキシルー水和物結晶）の特許権に基づき、同有効成分の輸入者である伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社に対して、特許権侵害訴訟を提起し、同時に仮処分命令申立てを行いました。また当社は、同年 5 月からフロモックス®の後発品を販売している沢井製薬株式会社に対しても、8 月に同特許権に基づく侵害訴訟を提起し、同時に仮処分命令申立てを行いました。大阪地裁は、平成 22 年 4 月、上記の一連の当社の請求を斥ける判断を下しましたので、当社は、上記 2 社を被控訴人として、知的財産高等裁判所に控訴いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(540,761)	(負債の部)	(198,785)
流 動 資 産	250,664	流 動 負 債	66,829
現 金 及 び 預 金	33,532	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	13,400
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	79,414	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	14,000
有 価 証 券	70,677	未 払 法 人 税 等	13,479
商 品 及 び 製 品	26,931	引 当 金	7,789
仕 掛 品	14,058	賞 与 引 当 金	6,473
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,350	そ の 他 の 引 当 金	1,316
繰 延 税 金 資 産	5,418	そ の 他	18,159
そ の 他	12,292		
貸 倒 引 当 金	△ 11	固 定 負 債	131,955
固 定 資 産	290,097	社 債	30,000
有 形 固 定 資 産	62,447	長 期 借 入 金	77,000
建 物 及 び 構 築 物	29,795	繰 延 税 金 負 債	15,435
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	10,786	退 職 給 付 引 当 金	8,077
土 地	10,088	そ の 他	1,442
そ の 他	11,777		
無 形 固 定 資 産	119,065	(純資産の部)	(341,976)
の れ ん	69,874	株 主 資 本	354,443
販 売 権	40,719	資 本 金	21,279
そ の 他	8,470	資 本 剰 余 金	20,227
投 資 そ の 他 の 資 産	108,584	利 益 剰 余 金	332,669
投 資 有 価 証 券	71,870	自 己 株 式	△ 19,733
前 払 年 金 費 用	24,410	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 12,939
そ の 他	12,424	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,362
貸 倒 引 当 金	△ 121	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 23,301
資 産 合 計	540,761	少 数 株 主 持 分	471
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	540,761

連 結 損 益 計 算 書

(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		278,502
売 上 原 価		76,263
売 上 総 利 益		202,239
販売費及び一般管理費 (うち研究開発費)		149,801 (51,808)
営 業 利 益		52,438
営 業 外 収 益		2,579
受取利息及び配当金	1,609	
雑 収 入	970	
営 業 外 費 用		4,494
支払利息	1,675	
雑 支 出	2,819	
経 常 利 益		50,522
特 別 利 益		10,251
事業譲渡益	5,351	
関係会社株式交換益	4,900	
特 別 損 失		2,233
投資有価証券評価損	1,942	
減 損 損 失	199	
そ の 他	90	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		58,540
法人税、住民税及び事業税		21,145
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,246
少 数 株 主 利 益		15
当 期 純 利 益		38,625

連結株主資本等変動計算書

(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
平成 21 年 3 月 31 日 残 高	21,279	20,227	304,761	△ 19,652	326,616
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 10,717		△ 10,717
当 期 純 利 益			38,625		38,625
自 己 株 式 の 取 得				△ 80	△ 80
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	27,908	△ 80	27,827
平成 22 年 3 月 31 日 残 高	21,279	20,227	332,669	△ 19,733	354,443

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成 21 年 3 月 31 日 残 高	8,207	△ 25,188	△ 16,980	458	310,093
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			—		△ 10,717
当 期 純 利 益			—		38,625
自 己 株 式 の 取 得			—		△ 80
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	2,154	1,887	4,041	13	4,054
当 期 変 動 額 合 計	2,154	1,887	4,041	13	31,882
平成 22 年 3 月 31 日 残 高	10,362	△ 23,301	△ 12,939	471	341,976

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17 社

主要な連結子会社の名称

シオノギファーマ, INC.、台湾塩野義製薬(股)

(新規) 買収による増加 1 社

(除外) 売却による減少 1 社、合併による減少 1 社、清算による減少 1 社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数

持分法適用の非連結子会社はありません。

持分法を適用している関連会社の数 1 社

持分法を適用している関連会社の名称

シオノギーグラクソスミスクラインホールディング L.P.

当該関連会社の決算日は連結決算日と異なるため、当該関連会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(2) 持分法を適用していない関連会社の当期純損益等のうち持分に見合う額は、連結純損益等に重要な影響を及ぼしていません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社は 11 社であり、そのうち 10 社の決算日は 12 月 31 日、1 社の決算日は 9 月 30 日であります。連結計算書類の作成にあたっては、仮決算も含め 12 月 31 日現在の決算財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ その他有価証券

(時価のあるもの)

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(時価のないもの)

移動平均法による原価法。ただし、金融商品取引法第 2 条第 2 項に基づくみなし有価証券については、投資事業組合の純資産の持分相当額を投資有価証券として計上しております。

② たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は各在外連結子会社の決算日の直物為替相場により、収益及び費用は各在外連結子会社の期中平均の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(会計方針の変更)

在外連結子会社の収益及び費用の換算方法の変更

在外子会社等の収益及び費用の換算基準については、従来、決算日の直物為替相場により

円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より、期中平均の直物為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。

この変更は、各在外連結子会社等の決算日に急激な為替変動があった場合に期間損益に与える異常な影響を排除し、より適正な損益の認識を図るために行ったものです。

この結果、当連結会計期間においては、従来の方法によった場合に比べて、売上高が632百万円増加し、営業利益が66百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8百万円増加しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を原則としておりますが、振当処理の要件を満たしている為替予約取引は振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……為替予約取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象……外貨建資産・負債、借入金

③ ヘッジ方針

当社は外貨建資産・負債に係る為替変動リスク及び借入金に係る金利変動リスクを回避する目的で為替予約取引・金利スワップ取引を行っております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価につきましては、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度よりこれらの会計基準等を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 担保に供している資産
現金及び預金 6 百万円
上記に対応する債務
流動負債の「その他」 7 百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 171,888 百万円
4. 保証債務 29 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 減損損失
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類
大阪市中央区 他	医療用医薬品販売の 独占的権利	販 売 権

当社グループは、事業用資産は管理会計上の区分（製品群等）によりグルーピングを行い、賃貸資産及び遊休資産については個々にグルーピングを行っております。

特定の医療用医薬品販売の独占的権利（販売権）については、当該医療用医薬品の販売契約が翌期に解除となることに伴い、回収可能価額を零と評価し、未償却残高を減損損失（199 百万円）に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	351,136,165	—	—	351,136,165
合 計	351,136,165	—	—	351,136,165
自 己 株 式 普通株式	16,189,825	41,420	—	16,231,245
合 計	16,189,825	41,420	—	16,231,245

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 41,420 株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成 21 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	4,689 百万円	14 円	平成 21 年 3 月 31 日	平成 21 年 6 月 26 日
平成 21 年 11 月 4 日 取締役会	普通株式	6,028 百万円	18 円	平成 21 年 9 月 30 日	平成 21 年 12 月 1 日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成 22 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	6,028 百万円	利益 剰余金	18 円	平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 6 月 25 日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は銀行等金融機関からの借入や社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金にかかわる顧客の信用リスクは、社内で定められた手順に従い、経理財務部及び関連部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングする事でリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券のうち、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金や社債の使途は医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に基づく資金調達であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。デリバティブ取引につきましては、社内で定められた手順に従い、通常の取引範囲内で行う事としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注 2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（＊）	時 価（＊）	差 額
(1) 現金及び預金	33,532	33,532	—
(2) 受取手形及び売掛金	79,414	79,321	△ 93
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	134,787	134,787	—
(4) 支払手形及び買掛金	(13,400)	(13,400)	—
(5) 1 年内返済予定の長期借入金	(14,000)	(14,003)	△ 3
(6) 社債	(30,000)	(30,403)	△ 403
(7) 長期借入金	(77,000)	(77,048)	△ 48
(8) デリバティブ取引	—	—	—

（＊）負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

回収に期間を要する一部の売掛金は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって時価を算定しております。それ以外の短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券のうち、国内譲渡性預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。国内譲渡性預金を除いた有価証券及び投資有価証券の時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金及び(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入で想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(8) デリバティブ取引

為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は買掛金の時価に含めて記載しております（上記(4)参照）。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

(注2) 時価を把握する事が極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	7,760

これらについては、市場価格が無く、時価を把握する事が極めて困難と認められることから「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
6,234	25,960

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,019 円 71 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 115 円 33 銭 |

貸借対照表

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(553,013)	(負債の部)	(185,672)
流動資産	201,614	流動負債	58,297
現金及び預金	2,219	買掛金	10,848
受取手形	71	1年内返済予定の長期借入金	14,000
売掛金	67,598	未払金	6,103
有価証券	70,223	未払費用	4,355
商品及び製品	23,624	未払法人税等	13,195
仕掛品	13,934	預り金	2,703
原材料及び貯蔵品	7,325	賞与引当金	5,850
繰延税金資産	4,786	売上割戻引当金	679
その他の	11,977	返品調整引当金	67
貸倒引当金	△ 146	その他の	493
固定資産	351,399	固定負債	127,374
有形固定資産	59,500	社債	30,000
建物	27,648	長期借入金	77,000
構築物	1,247	繰延税金負債	11,568
機械及び装置	9,796	退職給付引当金	8,036
車両及び運搬具	35	その他の	770
工具器具備品	4,084	(純資産の部)	(367,341)
土地	10,079	株主資本	356,987
リース資産	10	資本金	21,279
建設仮勘定	6,598	資本剰余金	20,227
無形固定資産	6,843	資本準備金	20,227
ソフトウェア	1,417	利益剰余金	335,213
販売権	1,960	利益準備金	5,388
その他の	3,466	その他利益剰余金	329,825
投資その他の資産	285,054	特別償却準備金	177
投資有価証券	65,166	固定資産圧縮積立金	23
関係会社株式	177,994	別途積立金	288,645
その他の関係会社有価証券	5,351	繰越利益剰余金	40,979
前払年金費用	24,410	自己株式	△ 19,733
その他の	12,252	評価・換算差額等	10,353
貸倒引当金	△ 121	その他有価証券評価差額金	10,353
資産合計	553,013	負債・純資産合計	553,013

損 益 計 算 書

(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		228,585
売 上 原 価		65,485
売 上 総 利 益		163,100
販売費及び一般管理費 (うち研究開発費)		113,843 (46,797)
営 業 利 益		49,256
営 業 外 収 益		5,422
受取利息及び配当金	2,720	
雑収入	2,701	
営 業 外 費 用		4,737
支払利息	1,627	
雑支出	3,110	
経 常 利 益		49,941
特 別 利 益		12,017
事業譲渡益	7,117	
投資有価証券交換益	4,900	
特 別 損 失		2,262
投資有価証券評価損	1,942	
減損損失	199	
その他の	119	
税 引 前 当 期 純 利 益		59,696
法人税、住民税及び事業税		19,245
法 人 税 等 調 整 額		△ 306
当 期 純 利 益		40,757

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金							
				特別 償却 準備金	固定資 産圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金				
平成 21 年 3 月 31 日 残	21,279	20,227	5,388	276	23	273,645	25,839	△ 19,652	327,027	8,207	335,235
当 期 変 動 額											
特別償却準備金の 積 立				44			△ 44		—		—
特別償却準備金 の 取 崩				△ 144			144		—		—
固定資産圧縮 積立金の取崩					△ 0		0		—		—
別途積立金の 積 立						15,000	△ 15,000		—		—
剰余金の配当							△ 10,717		△ 10,717		△ 10,717
当 期 純 利 益							40,757		40,757		40,757
自 己 株 式 の 取 得								△ 80	△ 80		△ 80
株主資本以外の 項目の当期変動 額（ 純 額 ）										2,145	2,145
当期変動額合計	—	—	—	△ 99	△ 0	15,000	15,140	△ 80	29,959	2,145	32,105
平成 22 年 3 月 31 日 残	21,279	20,227	5,388	177	23	288,645	40,979	△ 19,733	356,987	10,353	367,341

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他の関係会社有価証券（金融商品取引法第2条第2項に基づくみなし有価証券）

関係会社の純資産の持分相当額を、その他の関係会社有価証券として計上しております。

③ その他有価証券

（時価のあるもの）

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

（時価のないもの）

移動平均法による原価法。ただし、金融商品取引法第2条第2項に基づくみなし有価証券については、投資事業組合の純資産の持分相当額を投資有価証券として計上しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 売上割戻引当金

特約店に対して将来発生する見込みの売上割戻に備えるため、特約店の期末在庫に対して当事業年度の割戻率を乗じた金額を計上しております。

(5) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品予測高に対する売買利益相当額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、返品調整引当金は、法人税法の定める方法により計上しておりましたが、より実態に近い額を計上するよう返品予測高に対する売買利益相当額を計上する方法に当事業年度より変更いたしました。

なお、この変更が当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を原則としておりますが、振当処理の要件を満たしている為替予約取引は振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……為替予約取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象……外貨建資産・負債、借入金

(3) ヘッジ方針

当社は外貨建資産・負債に係る為替変動リスク及び借入金に係る金利変動リスクを回避する目的で為替予約取引・金利スワップ取引を行っております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

7. 表示方法の変更

(貸借対照表)

- ① 前事業年度において区分掲記しておりました「短期貸付金」(当事業年度 989 百万円)は、当事業年度において重要性がなくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
- ② 前事業年度において区分掲記しておりました「長期貸付金」(当事業年度 12 百万円)は、当事業年度において重要性がなくなったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 166,213 百万円
3. 保証債務 29 百万円
4. 関係会社に対する金銭債権 2,932 百万円
関係会社に対する金銭債務 5,222 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
営業取引高 17,132 百万円
営業取引以外の取引高 4,191 百万円

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類
大阪市中央区 他	医療用医薬品販売の 独占的権利	販 売 権

当社は、事業用資産は管理会計上の区分（製品群等）によりグルーピングを行い、賃貸資産及び遊休資産については個々にグルーピングを行っております。

特定の医療用医薬品販売の独占的権利（販売権）については、当該医療用医薬品の販売契約が翌期に解除となることに伴い、回収可能価額を零と評価し、未償却残高を減損損失（199 百万円）に計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 16,231,245 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 流動の部

繰延税金資産	
賞与引当金	2,375 百万円
未払事業税	1,340 百万円
売上割戻引当金	276 百万円
その他	919 百万円
繰延税金資産 合計	4,910 百万円
繰延税金負債	△ 124 百万円
繰延税金資産の純額	4,786 百万円

2. 固定の部

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	520 百万円
その他	4,037 百万円
繰延税金資産 合計	4,557 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 7,064 百万円
前払年金費用	△ 6,338 百万円
特別償却準備金	△ 120 百万円
その他	△ 2,601 百万円
繰延税金負債 合計	△ 16,125 百万円
繰延税金負債の純額	△ 11,568 百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	76 百万円
減価償却累計額相当額	58 百万円
期末残高相当額	18 百万円

上記金額のうち、主なものは「工具器具備品」であります。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	8 百万円
1 年超	9 百万円
合計	18 百万円

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	371 百万円
減価償却費相当額	371 百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(注) 上記 1 及び 2 の注記は、未経過リース料期末残高が有形固定資産期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	1,096 円 85 銭
2. 1 株当たり当期純利益	121 円 70 銭

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月 6 日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷上 和 範 (印)
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 前川 英 樹 (印)
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月6日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷上 和 範 (印)
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 前川 英 樹 (印)
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 145 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を
含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 22 年 5 月 6 日

塩野義製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 大谷 光昭 (印)

常勤監査役 小松 聰司 (印)

社外監査役 永田 武全 (印)

社外監査役 横山 進一 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長に伴う中長期的な視点での企業価値増大を図るため、事業投資を積極的に行うとともに、配当につきましては、各期の業績に応じた配分を基本におきながら、これを安定的に向上させることを目指しております。なお、配当性向につきましては、35%（連結配当性向）を指標としております。

内部留保資金につきましては、新製品の開発に関する研究開発投資等、将来のグローバルな事業展開に向けた資金需要を中心として充当してまいります。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金18円 総額 6,028,288,560円

- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成22年6月25日

なお、当事業年度における中間配当を合わせた年間の配当金は、1株当たり36円となります。

2. その他剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 25,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 25,000,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	し お の も と ぞ う 塩 野 元 三 (昭和 21 年 11 月 17 日)	昭和47年 1 月 当社入社 昭和59年 6 月 当社取締役就任 昭和62年 4 月 当社経理部長 昭和62年 6 月 当社常務取締役就任 平成 2 年 6 月 当社専務取締役就任 平成 8 年 3 月 当社動植工業品事業部長 平成11年 8 月 当社取締役社長就任 平成11年 8 月 当社コーポレート企画本部長 平成20年 4 月 当社取締役会長就任（現） （重要な兼職の状況） 財団法人細胞科学研究財団理事長	266,648 株
2	て し ろ ぎ い さ お 手代木 功 (昭和 34 年 12 月 12 日)	昭和57年 4 月 当社入社 平成11年 1 月 当社秘書室長 兼 経営企画部長 平成14年 6 月 当社取締役就任 平成14年10月 当社経営企画部長 平成16年 4 月 当社常務執行役員 兼 医薬研究開発本部長 平成18年 4 月 当社専務執行役員 兼 医薬研究開発本部長 平成19年 4 月 当社専務執行役員 平成20年 4 月 当社取締役社長就任（現）	6,650 株
3	と か じ さ ち お 戸 梶 幸 夫 (昭和 22 年 12 月 24 日)	昭和45年 4 月 当社入社 平成10年 6 月 当社経理部長 平成14年 6 月 当社取締役就任（現） 平成14年 6 月 当社経理財務部長 平成16年 4 月 当社執行役員 兼 経理財務部長 平成16年10月 当社執行役員 兼 経理財務部長 兼 国際事業部長 平成18年 4 月 当社執行役員 兼 経営管理統括責任者 兼 経理財務部長 平成19年 4 月 当社常務執行役員 兼 経営管理統括責任者 平成20年 4 月 当社専務執行役員（現）	8,200 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	みのやすひろ 三 野 泰 宏 (昭和 22 年 5 月 23 日)	昭和45年 4 月 当社入社 平成 8 年12月 当社国際関連事業部長 平成13年10月 当社製造企画部長 平成14年10月 当社製造副本部長 平成16年 4 月 当社執行役員 兼 経営企画部長 平成18年 4 月 当社執行役員 兼 経営戦略統括責任者 兼 経営企画部長 平成18年 6 月 当社取締役就任 (現) 平成19年 4 月 当社常務執行役員 兼 経営戦略統括責任者 平成20年 4 月 当社専務執行役員 (現)	5,900 株
5	のむらあきお 野 村 明 雄 (昭 和 11 年 2 月 8 日)	昭和33年 4 月 大阪瓦斯株式会社入社 昭和63年 6 月 同社取締役 平成元年 6 月 同社常務取締役 平成 3 年 6 月 同社代表取締役専務取締役 平成 6 年 6 月 同社代表取締役副社長 平成10年 6 月 同社代表取締役社長 平成12年 6 月 西日本旅客鉄道株式会社 取締役 (現) 平成15年 6 月 大阪瓦斯株式会社 代表取締役会長 平成20年 6 月 株式会社ロイヤルホテル 取締役 (現) (重要な兼職の状況) 西日本旅客鉄道株式会社取締役 株式会社ロイヤルホテル取締役	0 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	も き てっ ぺ い 茂 木 鉄 平 (昭和 33 年 10 月 17 日)	平成元年 4 月 弁護士登録 平成元年 4 月 大江橋法律事務所勤務 平成 4 年 7 月 クリアリー ゴットリーブ ステイーン&ハミルトン 法律事務所 (Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton LLP) ブラッセル・オフィス勤務 平成 5 年 1 月 デ ブラウ ブラックストーン ウエストブロウク公証人・ 弁護士事務所 (De Brauw Blackstone Westbroek) ロッテルダム・オフィス勤務 平成 6 年 4 月 大江橋法律事務所パートナー 平成14年 8 月 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー (現) 平成16年 4 月 関西学院大学ロースクール (法科大学院) 実務家教員 (専任教員) 平成17年 4 月 神戸大学法科大学院講師 (現)	0 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者野村明雄氏及び茂木鉄平氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であります。
3. 候補者野村明雄氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。野村明雄氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって 1 年であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所に対して、野村明雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 候補者茂木鉄平氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしております。茂木鉄平氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって 1 年であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所に対して、茂木鉄平氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、現在、野村明雄氏、茂木鉄平氏との間で、会社法第 427 条第 1 項および当社定款第 25 条の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。野村明雄氏、茂木鉄平氏が、再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、社外監査役永田武全氏および社外監査役横山進一氏の補欠の社外監査役として梅山光法氏の選任をお願いいたしたいと存じます。当該監査役候補者につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

なお、候補者からは監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
う め や ま み つ の り 梅 山 光 法 (昭和30年2月11日)	昭和58年4月 大阪地方裁判所判事補 昭和60年4月 大阪弁護士会入会（現） 平成17年3月 株式会社竹中工務店社外監査役（現） 平成17年4月 藤井・梅山法律事務所（現）	0株

- (注) 1. 当社は、候補者が所属する法律事務所との間に、顧問契約を締結しております。
2. 梅山光法氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 梅山光法氏は、弁護士として培われた高度な法律知識および幅広い見識を監査に反映していただくことを期待し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 梅山光法氏が、監査役に就任された場合、当社は会社法第427条第1項および当社の定款第25条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定であります。当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、取締役賞与総額1,520万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】

1. インターネットをご利用される皆様へ

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成 22 年 6 月 23 日（水曜日）午後 5 時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (4) 書面（議決権行使書）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL 通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

注）セキュリティ確保のため、128bitSSL 通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。

（Microsoft は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（24 時間受付）

< 用紙の請求等、その他のご照会 > ☎0120-176-417（平日午前 9 時～午後 5 時）

2. 機関投資家の皆様へ

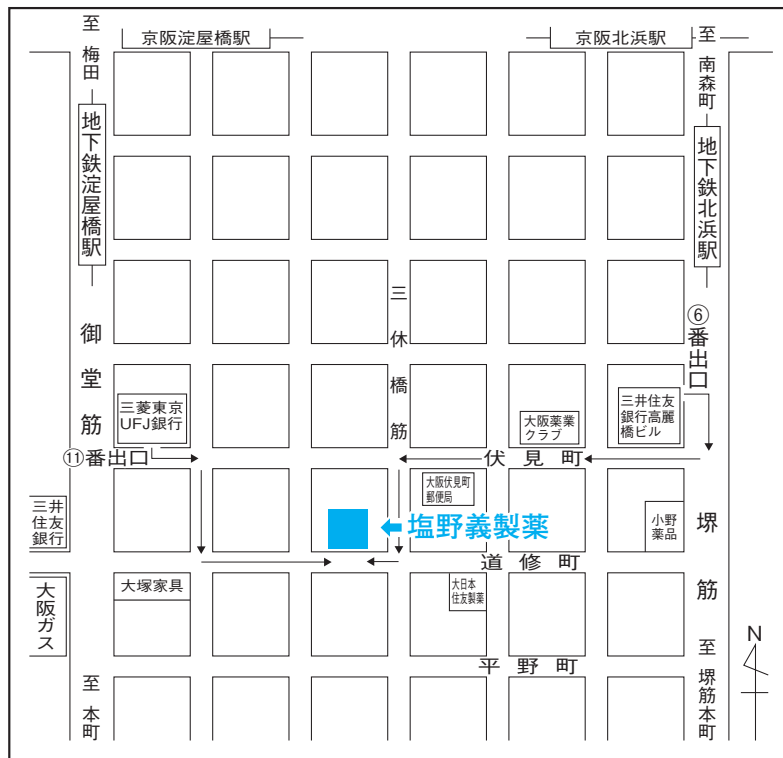
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

当社本店 3階ホール
 大阪市中央区道修町3丁目1番8号
 電話：06(6202)2161



地下鉄 御堂筋線淀屋橋駅下車(⑪番出口)徒歩約5分

地下鉄 堺筋線北浜駅下車(⑥番出口)徒歩約8分



本誌は再生紙を使用しています。